

○帯広市駐車場条例施行規則

平成 8 年11月15日

規則第63号

改正 昭和49年規則第56号

平成11年 3 月31日規則第14号

平成11年11月26日規則第51号

平成12年 3 月28日規則第24号

平成13年 3 月27日規則第19号

平成13年10月 3 日規則第61号

平成17年 9 月30日規則第61号

平成19年10月 1 日規則第50号

平成20年 3 月31日規則第13号

平成23年 9 月30日規則第44号

平成25年 7 月 1 日規則第37号

平成28年 9 月30日規則第47号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、帯広市駐車場条例（平成 8 年条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車券)

第 2 条 条例第 1 条に規定する自動車駐車場（以下「駐車場」という。）に自動車を駐車しようとする者（定期駐車券により自動車を駐車しようとする者を除く。）は、入場する際に駐車券（様式第 1 号又は様式第 2 号）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により交付を受けた駐車券を紛失し、又は破損したときは、速やかに駐車券紛失破損届（様式第 3 号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(定期券)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規定により発行する定期駐車券（様式第 4 号。以下「定期券」という。）を購入しようとする者は、駐車場定期券購入申請書（様式第 5 号）によりあらかじめ市長に申請しなければならない。ただし、既に定期券を購入している者にあつては、特別の場合を除き、当該定期券の提出をもって申請に代えることができる。

2 定期券の記載事項に変更を生じたとき、又は汚損若しくは破損により記載事項が不明になったときは、書替えを受けなければ使用することができない。

3 定期券は、紛失しても再発行しない。

(定期券等の発行場所)

第4条 定期券並びに条例第8条第1項の規定により発行する回数駐車券(様式第6号。以下「回数券」という。)及びカード式駐車券(様式第7号。以下「カード券」という。)は、帯広市帯広駅北地下駐車場において発行する。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に発行場所を設けることができる。

(駐車料金の算定及び納付)

第5条 駐車料金(以下「料金」という。)は、自動車を駐車のため入場した時刻から出場した時刻までの駐車時間に応じこれを算定する。

2 駐車場に自動車を駐車した者は、当該自動車を出場する際に、駐車券を提出し、定期券による者を除き前項の規定により算定した料金を納付しなければならない。

3 前項の料金は、現金、回数券、カード券又は条例第7条第2項に規定する利用券(以下「共通利用券」という。)により納付しなければならない。

4 共通利用券を発行した者は、駐車場に自動車を駐車した者から提出のあった共通利用券に表示された金額又は利用時間に相当する料金を、当該提出のあった日の属する月の翌月25日までに納付しなければならない。

5 駐車券を紛失した場合の料金の算定は、市長が定めるところによる。

(共通利用券の発行許可)

第6条 条例第7条第3項の規定により共通利用券の発行の許可を受けようとする者は、市長が定める申請書により申請しなければならない。

(定期券による駐車)

第7条 定期券により一定時間駐車できる駐車場は、帯広市帯広駅北地下駐車場とする。

(回数券及びカード式駐車券による駐車)

第8条 回数券及びカード券により駐車できる駐車場は、帯広市帯広駅南駐車場及び帯広市帯広駅北地下駐車場とする。

(料金の減免)

第9条 条例第9条の規定により料金の減免を受けようとする者は、駐車場使用料金減免申請書(様式第8号)により市長に申請しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第10条 条例第18条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第2条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」

と、第2条第1項中「定期駐車券による自動車を駐車しようとする」とあるのは「指定管理者が別に定める」と、「様式第1号又は様式第2号」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第2項「様式第3号」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、第5条第1項中「駐車料金」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「定期券による」とあるのは「指定管理者が定める」と、同条第3項中「現金、回数券、カード券又は条例第7条第2項に規定する利用券（以下「共通利用券」という。）」とあるのは「現金その他指定管理者が定めるもの」とする。

- 2 前項に規定する場合においては、第3条、第4条、第5条（第4項に限る。）及び第6条から第8条までの規定は、適用しない。

（委任規定）

第11条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年11月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際改正前の帯広市交通センター条例（昭和49年条例第38号）の規定により供用を開始している駐車場は、この規則の規定による告示をしたものとみなす。

附 則（平成11年3月31日規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年11月26日規則第51号）

この規則は、平成11年12月6日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第24号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日規則第19号）

この規則は、平成13年4月10日から施行する。

附 則（平成13年10月3日規則第61号）

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第61号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第50号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成23年9月30日規則第44号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月1日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に残存する券は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成28年9月30日規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に残存する回数駐車券及びカード式駐車券は、なお当分の間使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

表

駐 車 券	
市営 帯広駅南駐車場 TEL 27-6320	
入場日時	
領収金額	24 時間営業
投入方向	裏面の注意事項をお読みください。
この券を折り曲げたり磁気に近づけないようにお願い致します。	

裏

■ 注意事項
(1) 駐車場内での事故等については、市が善良な管理者の注意を怠った場合を除きその責任を負いません。
(2) 料金精算には現金（硬貨か千円札）、プリペイドカード又は回数駐車券、共通駐車券をご利用下さい。

様式第2号（第2条関係）

表

駐 車 券	
市営	帯広駅北地下駐車場 TEL 27-6320
入場日時	
領収金額	■営業時間 午前6:00～午前0:30
投入方向	裏面の注意事項をお読みください。
この券を折り曲げたり磁気に近づけないようにお願い致します。	

裏

■ 注意事項
(1) 駐車場内での事故等については、市が善良な管理者の注意を怠った場合を除きその責任を負いません。
(2) 料金精算には現金（硬貨か千円札）、プリペイドカード又は回数駐車券、共通駐車券をご利用下さい。
(3) 営業時間外は場内及び車庫に滞在できません。

様式第3号（第2条関係）

駐 車 券 紛 失 破 損 届				
年 月 日				
帯広市長 様				
駐車場使用者 住所 氏名				
駐車券を（紛失・破損・汚損）いたしましたので届出いたします。				
駐 車 場 名	帯広	駐 車 場	車 両 番 号	—
紛失、破損等の理由				
入 場 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分			
出 場 予 定 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分			
駐 車 時 間	時間 分		駐 車 料 金	円
備考				

様式第4号（第3条関係）

表

IN		
パスカード（定期券）		
契約 No.	車両 No.	契約者名
有効期限	年	月 日まで
市営 帯広駅北地下駐車場 TEL 27-6320		

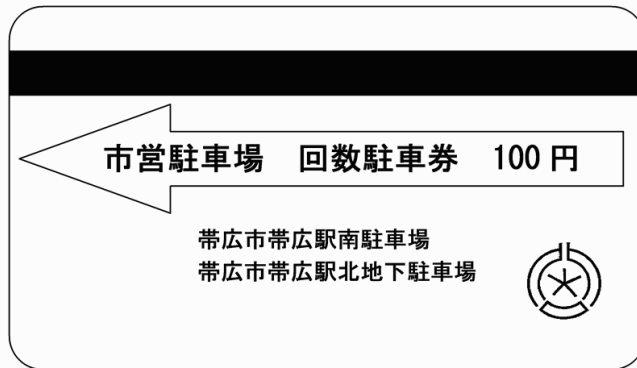
裏

注 意 事 項
1. 本券は指定車以外利用できません。
2. 本券の有効期間が終了したら返却してください。
3. 本券は磁気使用の為、磁石のそばに置かないで下さい。
4. 本券は直射日光が当たるような場所への放置はさけて下さい。

様式第 5 号（第 3 条関係）

整理 番号		
駐 車 場 定 期 券 購 入 申 請 書		
年 月 日		
帯広市長様		
駐車場使用者 住所 氏名 電話番号		
帯広市駐車場条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、定期駐車券の購入を申し込みます。		
定 期 駐 車 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第 6 号（第 4 条関係）



様式第7号（第4条関係）

市営駐車場 プリペイドカード	
帯広市帯広駅南駐車場 帯広市帯広駅北地下駐車場	
投入 方向	0 500 1000 1200
販売価格 1,000 円 (1,200 円相当分)	
■残高の目安は*マークで表示されます。	
■正確な残高精算時、領収書を発行してご確認ください。	
この券を折り曲げたり磁気近づけないようにお願い致します。	

市営駐車場 プリペイドカード	
帯広市帯広駅南駐車場 帯広市帯広駅北地下駐車場	
投入 方向	0 500 1000 1500 2000 2500 3000 3600
販売価格 3,000 円 (3,600 円相当分)	
■残高の目安は*マークで表示されます。	
■正確な残高精算時、領収書を発行してご確認ください。	
この券を折り曲げたり磁気近づけないようにお願い致します。	

様式第 8 号（第 9 条関係）

駐 車 場 使 用 料 金 減 免 申 請 書									
年 月 日									
帯広市長 様									
駐車場使用者 住 所									
氏 名									
電話番号									
帯広市駐車場条例第 9 条の規定により、駐車場使用料の減免を受けたいので申請します。									
駐 車 場 名	帯広 駐車場			車 両 番 号	—				
入 場 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分から								
出 場 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分まで								
駐 車 時 間	時間 分			駐車料金	円				
減 免 の 理 由							証明印		
減 免 の 可 否		減 免 割 合	割	減 免 金 額	円				
備考									

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)

様式第 3 号 (第 2 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 3 条関係)

様式第 6 号 (第 4 条関係)

様式第 7 号 (第 4 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条関係)